

山形地方最低賃金審議会

【第5回】

期 日 令和4年10月26日（水）

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

山形地方最低賃金審議会（第5回）議事次第

1 開 会

2 議 事

（1）特定（産業別）最低賃金の改定決定に係る答申について

（2）その他

3 閉 会

令和4年度 特定（産業別）最低賃金決定状況

業種	改正前 最低賃金額 時間額	必要性審議 諮問月日	必要性審議 答申月日	金額審議 諮問月日	専門部会 結審日	専門部会 採決状況	専門部会 開催回数	改正 時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生 年月日（予定）
ポンプ・圧縮機器、一般 産業用機械・装置等製造 業（略称）	888	8月10日	8月26日	8月26日	10月20日	○	4回	919	+31	3.49%	令和4年12月25日
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具製 造業（略称）	872	8月10日	8月26日	8月26日	10月19日	○	4回	903	+31	3.56%	令和4年12月25日
自動車・同附属品製造業	888	8月10日	8月26日	8月26日	10月17日	○	4回	919	+31	3.49%	令和4年12月25日
自動車整備業	892	8月10日	8月26日	8月26日	10月21日	○	4回	923	+31	3.48%	令和4年12月25日
（参考）											
山形県最低賃金	822	---	---	6月28日	8月9日	●	6回	854	+32	3.89%	令和4年10月6日

【注】専門部会等採決状況 ○：全会一致 ●：使用者側反対
専門部会開催回数は、合同部会を含む回数。



令和4年10月26日

山形地方最低賃金審議会

会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会

部会長 丸山 政己

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月26日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 919円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和4年12月25日

公 益 委 員 コーエンズ 久美子 本間 佳子 丸山 政己

労働者代表委員 鈴木 和幸 長瀬 義明 長谷部 泰晴

使用者代表委員 岩田 雅史 丹 哲人 保科 幸夫



令和4年10月26日

山形地方最低賃金審議会

会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
専門部会

部会長 押野 正徳

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月26日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 903円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和4年12月25日

公 益 委 員	押野 正徳	コーエンズ 久美子	丸山 政己
労働者代表委員	朝倉 義幸	柿崎 隆英	納富 聡
使用者代表委員	太田 宏明	大沼 拓雄	高橋 雅之



令和4年10月26日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
部会長 村山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に
関する報告書

当専門部会は、令和4年8月26日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

1 適用する地域
山形県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 919円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日
令和4年12月25日

公益委員	本間 佳子	丸山 政己	村山 永
労働者代表委員	木根 遡 広樹	今田 美津良	今野 直路
使用者代表委員	大沼 拓雄	鈴木 合子	鈴木 仁



令和4年10月26日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車整備業最低賃金
専門部会

部会長 本間 佳子

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月26日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車整備業最低賃金

1 適用する地域
山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、
純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者であって、自動車特定整備の業務に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。

- （1）18歳未満又は65歳以上の者
- （2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 923円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日
令和4年12月25日

公益委員	押野 正徳	本間 佳子	村山 永
労働者代表委員	小川 修平	小野 英晃	高橋 英樹
使用者代表委員	佐藤 光芳	丹 哲人	東海林 誠



令和4年10月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類
されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・
真空機器製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月26日付け山形労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申します。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 919円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和4年12月25日



令和4年10月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月26日付け山形労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申します。

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 903円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和4年12月25日



令和4年10月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月26日付け山形労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申します。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 919円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和4年12月25日



令和4年10月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月26日付け山形労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申します。

山形県自動車整備業最低賃金

1 適用する地域
山形県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、
純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者であって、前号の自動車の分解整備の業務に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 923円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日
令和4年12月25日